

安全保障関連法案の慎重審議と国民への丁寧な説明を求める意見書

現在、国会にて「安全保障関連法案」が審議されている。これは、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備である。

国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の重要な責務です。我が国を取り巻く安全保障の環境は一層激しさを増し、我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要です。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることができます。

最高裁においても、憲法第九条は、わが国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定してはいない。わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を執り得ることは、国家固有の機能の行使であって、憲法は何らこれを禁止するものではない。とされています。

しかしながら、他方においては誤解や不安をあおる報道がなされており安全保障関連法案が違憲だ、戦争法案だと危惧する声があるのも事実である。

国内唯一の地上戦が行われ 20 万人余の犠牲者をだし、日米安保体制により基地の過重負担を強いられてきた沖縄県においては、二度といくさ世になってはいけないと平和を望むことは県民の思いである。

よって、本市議会は市民の安全と安心を守る立場から、国民の命と平和な暮らしを守る政府の重要な責務を果たせるよう、国会にて安全保障関連法案の慎重審議と国民への丁寧な説明を強く求める。

平成 27 年 6 月 30 日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 防衛大臣 外務大臣